

# 面会交流支援のご案内

面会交流支援を希望されるお父さん・お母さんへ

健やかな子どもの成長を願って

## 1 面会交流とは

面会交流は、子どもの心の健全な成長のために、お父さんとお母さんが行う協同作業です。お父さんとお母さんは、子どもたちがこの世に生まれて最初に大きな愛情を与えてくれたかけがえのない存在です。どの子どもも、お父さん、お母さんが大好きです。

両親が別々に暮らしていても、親子の絆は子どもの生きる支えであり、希望です。面会交流は、子どもにとって親の愛情を確認できる大切な機会になります。

## 2 面会交流の支援とは

当室では、父母が自分たちだけで面会交流を行うことが難しい場合に、有料で面会交流を支援します。

支援の期間は、原則として初回の面会交流日から1年間です。その間に自分たちで面会交流が実現できるよう努力していただきます。特段の事情があると当室が判断した場合は、1回に限り、期間の更新を認めています。更新する際には更新料が必要です。

公益社団法人 家庭問題情報センター 大阪ファミリー相談室



〒540-0026  
大阪市中央区内本町1丁目2番8号  
TSKビル 903号  
電話 06(6943)6783

<http://fpic-osaka.org/>

大阪ファミリー相談室

検索



### 3 面会交流支援の受け付け条件

- ①面会交流の持ち方について、父母の間に合意書（調停調書や審判書、公正証書等）があり、父母ともに当室の支援を受ける意思がある。  
面会交流について係争中（調停・審判又は訴訟手続中）の場合は受け付けない。
- ②当室の費用負担について、父母の間に合意がある。
- ③父母ともに当室のルール等を守る意思がある。



### 4 面会交流支援申込の手順

#### ①事前面接の日時の予約

最初に、電話（TEL 06-6943-6783）で事前面接を予約してください。  
父母双方からの申込みが必要です。

#### ②事前面接

父母それぞれ、別の日時に当室において、事情をお聞きします。  
その際に、当室の支援方針や利用条件等の説明をします。  
プレイルームの見学もできます。

**事前面接の時間： 1回 約 60 分**

**費用： 父母それぞれ 5,000 円**

父母双方の事前面接の後、当室で支援を引き受けることができるかどうかを判断します。

#### ③申込手続

支援を引き受けることになれば、申込の手続が必要です。

**申込書： 父母それぞれから提出**

**付添型（長期）と受渡型 申込金： 父母あわせて 10,000 円**

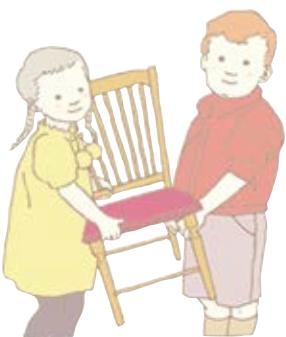
**付添型（短期）申込金： 父母あわせて 5,000 円**

**（途中で面会交流支援が中止になってもお返しきません。）**

#### ④面会交流支援の開始

第1回面会交流日と当室の支援担当者（学生ボランティアが加わることもあります。）を決めて、父母それぞれに連絡します。

#### 事前面接申込先



公益社団法人 家庭問題情報センター

大阪ファミリー相談室

受付： 月曜日～金曜日

午前10時～午後4時

電話： 06(6943)6783

## 5 面会交流支援の種類と費用

### ① 付添型

支援担当者が付き添って、当室のプレイルームや屋上広場、外部（公園、近隣施設等）で面会交流を行います。個人の家では行いません。

支援担当者が、プレイルームに設置している見守りカメラ（モニター）を通して、室外から面会交流の様子を観察することもあります。



#### ◆付添型（長期）1年・・・「長期型」

回 数： 月1回が限度

時 間： 1回につき、2時間以内

支援料： 1回につき、父母あわせて 10,000 円

外部で面会交流を行う場合は、支援担当者の交通費や施設入場料等の実費も負担していただきます。

#### ◆付添型（短期）3ヶ月・・・「短期型」

「短期型」支援は、2回を限度に当室のプレイルームで行います。

「短期型」の対象は、⑦裁判所の審判・訴訟手続を経て申し込まれる場合、

①家庭裁判所で試行的面会交流を実施していない場合、②協議離婚が成立し、面会交流合意書が作成できて申し込まれる場合、③当室が「長期型」を契約することが相当かどうかを見極める必要がある場合等です。

事前面接において「短期型」契約とするかどうかを判断します。

「短期型」支援の結果により、当室で「長期型」に切替できるかどうかを決めます。したがって、「長期型」契約をお断りすることもあります。「長期型」契約をした場合には、支援の期間は、「長期型」契約後の初回の面会交流日から1年間になります。

「短期型」支援終了後、3ヶ月以内に「長期型」契約をするときは、申込金の追加分5,000円が必要です。3ヶ月を超える場合は、新規受付の扱いとなり、申込金は10,000円です。

時 間： 1回につき、2時間以内

支援料： 1回につき、父母あわせて 10,000 円

### ② 受渡型（1年）

父母ともに面会交流に合意しているが、自分たちだけで子どもの受渡しができない場合、受渡しを支援します。支援担当者は面会交流に立ち合いませんが、面会交流中の緊急連絡には対応します。初回は当室において付添型で行います（費用は付添型に準じる）。受渡しの場所は当室若しくは駅、公園など公共の場所にします。

時 間： 午前10時～午後5時の間の自由な時間

支援料： 1回につき、父母あわせて 5,000 円

### 費用の負担割合と減額規定

面会交流は、子どものために行う父母の協同作業ですから、当室の費用は父母がともに負担することが望ましいです。ただし、経済的に困窮している場合は、1年間に限り、申込金と支援料について減額規定があります。事前面接担当者に尋ねてください。

## 6 面会交流の大切な当室のルール

### \* 日程の調整

面会交流は月1回が限度です。支援担当者が父母それぞれと調整して、面会交流の日時を決めます。台風・豪雨等発生時、コロナなど感染症拡大の場合には中止する場合があります。

### \* 面会交流できる人

子どもと別れて暮らしている親です。父母の合意があれば、祖父母との面会交流もできます。

### \* プレゼント飲食物等

面会交流中のプレゼントや飲食は、父母の合意があれば認めています。

### \* 写真、ビデオ撮影、音声録音等

父母の合意があれば認めています。

ただし、離婚調停等が続いている場合は認めていません。

面会交流中の写真や情報等を外部に公開することを禁止しています。

### \* 外部との通信・通話

面会交流中に子どもが携帯電話等で祖父母等の親族と通信・通話することは、父母の合意があれば認めています。

### \* 事故等への対応

面会交流中の物損事故、人身事故に対する損害賠償については補償しません。

## 支援の中止

\* 面会交流中に感情的になって暴言・暴力があった。

\* 子どもを連れ去ろうとした。

\* 当室のルールや面会交流の約束ごとを守らなかった。

\* 飲酒して来室した場合

\* その他、重大な違反や子の福祉に反する行為があった。

このような場合には、直ちに面会交流支援を中止します。以後、一切の支援をしません。

